

各 警 察 署 長 殿

岐 阜 県 警 察 本 部 長

「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に関する交通警察の対応について

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「法」という。）に関する交通警察の対応については、下記の事項に留意の上、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 自転車等駐車対策協議会に対する対応

警察署長は、管内の市町村に、法第8条に基づく自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）が設置される時は、自らこれに参画すること。

なお、当該市町村が複数の警察署管内に及ぶときは、関係警察署長間で調整して、その代表者が参画することとしてもよい。

また、協議会の下に幹事会等の実務担当者による組織が設置される時は、当該幹事会等には、交通課（係）長を参画させること。

2 自転車等の駐車対策に関する総合計画についての意見の反映

市町村は、法第7条に基づき、自転車又は原動機付自転車（以下「自転車等」という。）の駐車対策に関する総合計画（以下「総合計画」という。）を定めるに当たっては、協議会の意見を聴くこととされているので、協議会において、交通の安全と円滑の確保の観点から、次の事項について、交通管理上必要な助言、指導を行うこと。

(1) 自転車等駐車場の整備計画について

ア 自転車等駐車場は、原則として、道路外に設置すること。

なお、現に歩道上を自転車等駐車場としている場合にあっては、早急に道路外に整備するよう努めること。

イ 自転車等駐車場の設置に当たっては、その設置場所及び出入口の形態、位置、数、幅員等について、設置場所の位置を管轄する警察署長と必要な調整を行うこと。

(2) 放置自転車等の撤去、保管、処分等の実施方針について

ア 放置自転車等の撤去に当たっては、原則として、事前に警告書の取付けを行うこととし、撤去は、警告書の取付けを行ってから一定の期間内に移動しないものについて行うこと。

イ 道路上の放置自転車等の撤去に当たっては、撤去する区域を管轄する警察署長との連携に配慮すること。

ウ 放置自転車等の撤去を重点的に行う区域として、放置禁止区域等を指定しようとするときは、当該区域を管轄する警察署長と交通管理上必要な調整を行うこと。

(3) 自転車等の正しい駐車方法の啓発に関する事項について

市町村、道路管理者等は、相互に連携を強化して、自転車教室、各種イベント等の機会を活用しての指導、あらゆる広報媒体を活用しての広報キャンペーン等を強化することにより、自転車等の正しい駐車方法の啓発に努めること。

(4) その他交通の安全と円滑を確保するために必要な事項について

### 3 自転車等及び歩行者の通行の安全の確保

(1) 設置される自転車等駐車場周辺の交通状況に合わせて、普通自転車歩道通行可、自転車専用通行帯、自転車横断帯、普通自転車の交差点進入禁止等の交通規制を計画的に実施すること。

(2) 道路管理者に対し、自転車道、自転車歩行者道等の整備について、必要な働き掛けを行うこと。

### 4 自転車等に係る駐車禁止規制の点検・見直し

市町村が条例等により放置禁止区域等を現に指定し、又は指定しようとしている地域内の道路で、公安委員会による駐車禁止の交通規制がなされていないものについては、必要に応じ、駐車禁止の交通規制について、点検・見直しを行うこと。

### 5 放置禁止区域等の設定に伴う路面標示等に対する対応

市町村が放置禁止区域等である旨を表示する路面標示、標示板等を設置しようとするときは、その様式が道路標識、区画線又は道路標示に関する命令（昭和35年総理府令・建設省令第3号）に定める道路標識又は道路標示に類似していないものとなるよう指導すること。

また、その設置工事を道路上で行おうとするときは、道路交通法第77条第1項の規定に基づく道路使用許可を申請させること。

### 6 市町村の行う移動、撤去等に対する対応

市町村による放置自転車等の移動撤去の措置は、市町村が独自の権限に基づいて行うものであるところから、警察がこれに直接関与することは通常想定されないが、対象地域に自動二輪車が混在しているなどの場合において、特に必要があると認めるときは、市町村による放置自転車等の移動撤去活動に合わせて、自動二輪車を移動させるなど所要の協力を行うこととしても差し支えない。

### 7 総合計画が策定されていない市町村における自転車等駐車場設置に対する指導

総合計画が策定されていない市町村において、市町村、道路管理者等により、自転車等駐車場が設置される場合であっても、その設置場所及び出入口の形態、位置、数、幅員等について、適切な助言、指導を行うこと。

### 8 その他

市町村から自転車等の駐車対策に関する条例の制定又は改正についての協議等があった場合は、その都度、交通企画課まで報告すること。